

令和5年度第1回権利擁護専門部会

1 日時 令和5年8月1日(火) 午後1時30分から

2 会場開催方法 オンライン開催

3 出席者

(1) 委員 (21名中20名出席)

蒲田委員(部会長) 渋沢委員(副部会長) 飯ヶ谷委員 五十嵐委員 市川委員
植野委員 児島委員 小林委員 今野委員 佐久間委員 白井委員 高木委員
露崎委員 鶴岡委員 中原委員 滑川委員 村山委員 矢作委員 吉井委員
吉留委員

(2) 県

障害者福祉推進課：中里課長、小佐野共生社会推進室長

障害福祉事業課：今成副課長

他

4. 議題

1 開 会

2 議 題

(1) 部会長・副部会長の選任について

(2) 第七次千葉県障害者計画の進捗状況について

(3) 第八次千葉県障害者計画の骨子案について

(4) 障害者虐待通報等の状況について

(5) 令和5年度障害者虐待防止・権利擁護研修の状況について

(6) 地域協議会の設置状況及び対応要領の策定状況について

(7) 障害者差別に関する相談の受付状況について

(8) その他

3 閉 会

議題（１）部会長・副部会長の選任について

【白井委員】

権利擁護に関して非常に見識を持っており、日常的に権利擁護活動に実践をされているという観点から、部会長に蒲田委員、副部会長に渋沢委員に引き続きお願いしたい。

【事務局】

ただいま白井委員から、部会長に蒲田委員、副部会長に渋沢委員を推薦する声がありました。皆さんいかがでしょうか。（異議なし）

蒲田委員、渋沢委員、御承諾いただけますでしょうか。（承諾）

それでは、蒲田部会長、渋沢副部会長から一言御挨拶をお願いいたします。

【蒲田部会長】

引き続き部会長をさせていただくことになりました。力不足ではございますが、一生懸命頑張りますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

【渋沢副部会長】

先日、今日も参加されてる育成会の村山委員にお誘いいただき、盲ろう協会の方とお話しさせていただく機会がありました。長く仕事をしていますが、まだ知らないことがたくさんあるなど改めて思った次第です。対面でできる日が来るといいなと思っておりますが、勉強させていただきたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

議題（２）第七次千葉県障害者計画の進捗状況について

【露崎委員】

この中に、身体障害や車椅子ユーザーの方たちの支援というようなものが全く入っていないのはなぜなのか。

【事務局】

進捗状況については、第七次計画の策定時の議論を踏まえて作られたものである。入っていない理由については、今すぐにお答えすることができない。

【露崎委員】

第七次ときには身体障害の方のそういったことについて、議論に上がらなかったという認識でよいか。

【事務局】

今は当時の議論の状況がわからないため、そうであると言い切ることはできない。

【渋沢副部長】

この項目については、情報保障など、そういう観点での項目だけだったと思う。おっしゃるように社会参加のようなところで車椅子を使っているかどうかというようなことは、柱としてあってもいいような気はするが、第七次計画では、情報保障という点で手話通訳などの項目立てをした記憶がある。

【蒲田部長】

渋沢副部長がおっしゃったとおりだと思う。今のは課題だと思うため、県の方には検討していただきたい。

【植野委員】

手話言語等条例のことについて、作成にも関わった関係があるが、資料1-1において、手話言語等条例の中に音読や点訳というのが入ってるような書きぶりになっており、資料1-1の他にもそういう記述がある。実はそこは最初に手話言語等条例を作るときには、入っていない項目であり、別の枠組みであった。聴覚障害者をベースにした形での条例のたてつけとして作ったわけであるが、考え方をかなり拡大したのか、そのあたりを教えてください。

また、車椅子のお話が先ほど出たが、これについて、千葉県の情報コミュニケーション

ガイドラインの中に、様々な障害に対する配慮、例えば車椅子の方のコミュニケーション等の配慮も含めて入ってると思う。その辺の確認が必要かなと思い参考までに出させていたいただいた。

補足として、情報コミュニケーションガイドラインというのはすべての障害者に対して、網羅したものを県庁で作られた。

それから、手話言語等条例というのは、手話ができない聴覚障害者の方など、いろいろな聴覚障害者に配慮したという意味で、手話言語等条例ということである。例えば触手話など、聞こえない、そして見えないという方については入っているが、盲の方は全く別の枠組みである。そのため、音読や点字といったものは全くこの条例の中ではない。いつそういう考え方で拡大してしまったのか、考え方を変更されたのか、条例の趣旨があるので、教えていただきたい。

【事務局】

音読音訳について、経緯を一度確認させていただき、後日回答させていただく。

【植野委員】

最初の方針がきちんと固まっていて、その書きぶりというか調整があるかもしれない。ただ、広がったほうがいいというならば広がるという意味での根拠も必要ですし、きちんと検討していただきたいと思う。

【五十嵐委員】

資料1-2の3-3の福祉教育推進員の養成について、令和4年度に51人でA評価ということですが、この福祉教育推進員というのは、千葉県内に広く、地域差なく、養成されてると考えてよろしいか。

この51人が、ある程度一定の地区に固まっているということがないのか心配だったので、それだけ教えていただきたい。

【事務局】

担当課が本日見えてないため、確認して、後日回答させていただく。

議題（3）第八次千葉県障害者計画の骨子案について

【村山委員】

私から二点、お願いということで、発言させてください。

先ほど五十嵐委員からもあったが、子どもたちへの福祉教育の推進で、福祉教育推進員養成研修を毎年されていて、研修修了者をどんどん増やしてくださっていることはとても良いことだと思うが、その方々が地域でどのように活躍されているのか、どういうところと繋がってやっていく方がいいのか、というようなことを、第八次計画の中に、詳しく書き込んでいただきたいと思っている。

私の地元でも、そういう方々がいることはわかっているけど、なかなかどう繋がっているのかがわからなかったりするから、どういうところと繋がっているのかという事例があったらお聞きしたいですし、どういう方向性を考えられているのか、養成のときに地域でどういう活動の推進をするように講座の中でお話されているのかということも含めて、お聞きしたい、あるいは、書き込んでいただきたいと思う。

例えば地域の自立支援協議会の子ども関係のところにも参画するだったり、地域の社会福祉協議会と繋がられているのかなども含めて、教えていただく、あるいは、書き込んでいただきたい。

もう一点は、虐待防止のことについて、虐待防止法が見直され、虐待防止委員会や責任者の設置などが、義務化されたところであるが、その虐待防止委員会がそれぞれ実のある活動や役割を果たしているのかということに少々疑問があるため、虐待防止委員会の望ましいあり方みたいなものも書き込んでいただければ、非常に助かると思っている。

【事務局】

福祉教育については、担当課が今日来ていないため、その実態についてお話しすることはできないが、頂いた意見については担当課に連絡し、素案を作る段階で委員の皆様とも御相談させていただければと思っている。

【渋沢副部長】

一つ目は、共生社会の認知度について、知ってるかどうかを聞くことに何の意味があるのかという気がしている。具体的には、昨年度県内の高校を何人かの知的障害を持った方が受験された。原則として定員内不合格をできるだけ出さないという方向性を出してるはずだが、少なくとも2人の方は不合格になり、学校などと打ち合わせしているというような実態があるようである。それらの方は、納得いくような説明をいただけていない。そうしたことがないようにすること、少なくともなんで自分が落ちたのかを御理解いただくようにすることが、地域共生社会に向けての取組みの一つなんじゃないかと思うので、極論かもしれないが、定員内不合格出さないとか、もう少し具体的なことをこの共生社会の認知度のところでは、うたっていただきたいなと思う。

二つ目は、差別協議会のことについて、私も地元の協議会で活動しているが、手探りでいろいろやっている。うちも含めて、設置だけされていて、みんなちゃんとやっているかと思っている。これも設置すればよいというものではなく、何かちゃんと別の指標を作った方がよいのではないかなと思う。

うちの圏域では、圏域の中の中学校一年生が1,300人ほどいるが、数年前から毎年、障害者週間に合わせてリーフレットを配っている。それが何の効果あるのかはよくわからないが、そういうことを続けていこうというようなことを何年か前からやっていて、そういう意味ではもうちょっと踏み込んで、内容などについても整理をし、その上で指標を作っていたらとよいのではないかと思った。

三つ目は、おそらく異論のある方もいらっしゃると思うので、御意見を伺いたいところではあるが、成年後見の利用促進計画を作っている市町村数が、今年度から新設されている。この利用促進計画を作るよりも前にやるべきことがあるのではないかと思っていて、例えば一つは、市町村がお金を出さるか出さないか。中には市長申立てでないとお金を出さないという自治体もあると伺っているため、そうしたこととか、私は社会福祉士会で活動していたこともあるが、やはり後見人のなり手の不足ということがあり、利用促進計画よりも法人後見をちゃんと社協でやるとかそういった指標の方が大事なのではないか思っている。この基本計画作ることを指標に入れることは異論もあると思うが大反対である。

本当は、部会はやはり対面でやりたいとは思っている。特にこの計画のことは高木委員

や吉留委員は御意見あるでしょうから、せつかく委員会をやっているのだから、本来はみんなんで議論したいと思う。

【高木委員】

渋沢副部長がおっしゃったことも十分理解できる。

成年後見制度利用促進基本計画と言うと、成年後見の利用促進とあるので、成年後見制度をどんどん利用すればよいみたいな計画の名前になっているが、実はその利用促進という考え方は、地域で成年後見を必要とする方がどこの地域でも平等に支援を受けられるような仕組みを作っていこうというような計画なので、先ほどの担い手の問題で法人後見を設置しようなどというのは、その計画の施策の中で定める一つ一つのことだと思っているので、まずはそれぞれの地域の中でどういうふうにそのニーズを丁寧にキャッチして制度に結びつけるかという仕組み、計画というのは作る必要があるのかなと思っている。

やはり施策のよりどころは計画になってくるので、その中で法人後見や担い手の問題を考えるというような整理が必要になると思うので、まずは計画を作るということは一つ大切なことなのかなというふうには受け止めている。

【吉留委員】

私があまり大きな声で言えるようなことではないが、やはりまだ数値目標など目標ありきで、それだけを目的にするような状況の地域が多いのかなというふうには、いろいろな立ち上げをお手伝いしていて感じるところである。

ただ、ある程度の目標があることで、そこに向けて動くという部分もあるので、入れるのは構わないのかなと思うが、地域によって必要な課題をちゃんと把握して、実際に動く人たち、市町村なり地域の方々が本気になって動いていただければ進むと思う。やはり、目標よりは具体的に何をやるかという課題をあぶり出し、見つけ出すっていうのが今必要な行動なのかなと感じてるところである。

【滑川委員】

銚子市も昨年度やっと計画ができたが、実際に計画は作ったけれど中身がないような計画というところで、本当に計画数が目標値でいいのかなというところは、検証しなければ

ならないなというふうに感じている。

もう一点、虐待防止アドバイザーについて、虐待防止アドバイザーにはこの委員のメンバーも多くの方がなっていると思う。障害者虐待防止法も7月に新しく改定されて、どこが具体的にこう改定されたなど、様々な通知が国から県にくると思うが、できればそういう通知なり新しい情報を、県から市町村だけではなくこの権利擁護専門部会の方にも情報提供いただけるような体制を作っていただくと、その情報を反映させていけると思うので、ぜひお願いしたいと思う。

【植野委員】

第八次計画に関して先ほどの繰り返しにもなるが、手話言語等条例が、情報コミュニケーションガイドラインと混在してるのではないかとということで整理をお願いしたいと思う。

また、地域における相談支援体制の充実という記述があるが、例えば四つのバリアがあるというような定義がされている。特に制度上のバリアという視点で、法律あるいは条例等におけるバリアというものは、行政の方々も非常に消極的な部分ではないかと思う。この決まりだからこの市のルールに従ってというような表現が非常に多いが、例えば聴覚障害者の皆さんはそこで相談してももう無駄ではないかという、そこが大きなバリアになっている。

最近起こった事例ですが、ある市で結婚式に通訳派遣を認めないという行政判断が出た。なぜ認めないのかと言うと、市の要綱の中に結婚式は認めないという記述があるということらしい。根拠を聞くと、当事者は市在住のろう者だが、列席者の方々が全国各地から来る、要するに在住地が違う人が複数集まるため、市の派遣の手話通訳の枠を超えており、これは対象にならないという判断があった。

それも含めて、他の様々な場所においても、実施要綱などのいろいろな要綱で認めないということがある。県に相談しても、市の判断であり決まりであるから難しいという見解を聞かされてしまう。そのため、相談しても結局尻つぼみになってしまって、相談の機能を果たして生かしているのかどうか、制度のバリアということは、実際に面と向かってきちんと相談を受けられるような体制を作っていただけないかということの意見である。それを含み置きいただいた記述をしていただければと思う。

【露崎委員】

子どもたちへの福祉教育の推進の取組みの方向性について、福祉教育を進める学校に引き続き支援していくという内容のことであるが、支援を行っていくというのは、福祉教育推進員の養成を受けた方がやっているのか。

【事務局】

担当課が今日来ていないため、御質問をまとめて伝えさせていただき、後日回答させていただくため、御質問をお願いできればと思う。

【露崎委員】

例えば学校で車椅子の乗り方などを教育しようとするときには、実際の車椅子ユーザーが来てやっているのか、それとも、それを勉強した健常者の人がやっているのかが知りたい。

言葉は少し悪いかもしれないが、私の子どもの小学校に車椅子の福祉の勉強をする日があり、車椅子を学校が用意し、ただ体育館で乗っているだけだったという話を聞いたことがある。それだと結局何の本質もわからず、車椅子に乗って終わってしまう。私たちの団体では、車椅子ユーザーが子どもたちなどの車椅子に乗ったことない方に、車椅子ってこういうものだよ、こういうふうに乗るんだよ、というイベントを毎年千葉ポートタワーで行っている。そういったものではなく、ただ健常者が車椅子持ってきて、みんな乗ってみて、車椅子ってこうだよ、というようなものだったら、全く意味のないものだと思う。そういった教育をするのであれば、私たちの団体に、実際の車椅子ユーザーの目線で学校教育をしたいという声がかかってもおかしくはないと思うが、全く今まで声がかかったこともないため、その辺がどうなっているのか聞きたい。

【事務局】

教育の関係については、大きい方向性としては福祉と教育の連携を強化していくということになっている。

露崎委員からもお話があったとおり、生徒に車椅子乗り方を教えるわけではなくて、障害のある方の理解を深めるためにやっているものなので、我々としても車椅子乗り方を教

えて福祉教育をやったつもりになっているのであれば、私たちの方からも教育庁にはいかなものかと、団体にも話をすればちゃんと協力していただけるので、ぜひそういう障害者の方が直接行って理解を深めるような取組みにしてはどうかということを申し上げていきたいと思っている。

また、指標は必ずしも実質的なものを伴わず形式的なものになっているということについて、確かにそのとおりのところがあり、まずは県としても形式的な目標で引っ張っていかないと体制が整わないであるとか、そのものの施策が進まないというのが一つある。まず一つ形式的な目標、例えば全市町村に何々を設置するというものを掲げた上で、設置が済んだら次は実質的に中で活動の指標を作っていくというような、二段重ねのようなもので考えている。そのため、こういう指標であれば実質的にこう動いているのがわかるなど、そういう指標があれば、後ほどメールなどで教えていただければと思う。

さらに、お話にもあったとおり、いろいろな協議会のようなものを市町村で立ち上げることになっているが、実際には活動内容に非常に差があるという実態があるため、しっかりとそこに命を吹き込んでいくにはどうしたらよいかというのが次のステップになるかと思う。まずそこで、次の施策ということと、それに紐づく目標といった形で整理していきたいと思うので、また御意見いただければと思う。

議題（４）障害者虐待通報等の状況について

【白井委員】

市町村別のようなデータは非常に貴重で、本来行政が責任を持って県市町村がやられてることではあると思うが、全体として検証する機会みたいなことが必要ではないかと思っている。一般的には事業所などもこれだけ件数がありましたという過去の問題、当該事業所は市からの調査など入るためそれぞれあるが、地域としてどうか、あるいは県としてどうかという検証の場は何か必要ではないかと思っている。これは過去にも意見として出ていたので、ぜひ何かそういう機会、あるいは、権利擁護専門部会はそういう位置付けではないかもしれないが、せっきかくそれぞれ専門の方にお集まりいただいているため、そういうことの検討ができないかという意見である。

もう一点、昔、程度は別にしても虐待が何か起きたときに、情報を部会長副部会長ぐらいにいただいたことがあり、いわゆる検証というか対応についての話があったことが過去にある。そういったことをこの部会でどこまでできるかはわからないが、改めて御検討いただけないかなと思う。

【植野委員】

障害者虐待防止法が設立されたときと比べて件数も増えており、相談なども増えているという話であるが、以前疑問があつて質問したのだが、最初法律が立ち上がったときの相談件数は、確かいくつかの市で障害者虐待数の報告があり、実際、市の報告はゼロとかすごい少ない件数であった。確認したところ、それは、申し出があつて話をしたけれど、市で虐待ではないという判断をし、相談として終わったものを外してカウントし、絞り込んで県に報告した面もあったようである。そうではなく、実際に起こった件数のカウントをして欲しいと改めて啓発をした結果、少しずつ増えたのかなと、その辺り確認したい。

内容に合わなくてもカウントとして入れ、その後良くなったのかどうなのか、そのあたりの検証も経過として知りたいと思った。先ほど白井委員がおっしゃったような形に近いが、そういういろいろな検証が必要ではないか。

それからもう一つ、少し些末なことになるが、他の市とまとめたデータで作られたその意味、そのデータの作り方の意味を知りたい。

【事務局】

資料の意図については、数年前の部会で、市町村ごとの件数が知りたいという御意見があったが、市町村に確認したところ出さないで欲しいという市町村があったため、圏域ごとにまとめている。

【植野委員】

千葉市は政令指定都市であり、事務所的な判断というのも区によって違うため、千葉市はまた別途分けた方がよいのかと、その辺りのデータ取り方を心配している。

【事務局】

相談と判断件数が増えた理由については、もちろん虐待防止法の周知がされてきたということと、通報義務が利用者さんや世話人さんなどに周知されたということで、件数が増えているのではないかと思っている。

【植野委員】

普及があったというよりは、通報があったけれど、その内容を調べた結果市町村の判断で外したというようなことがあったはずで、虐待に該当しないものであっても実際に相談があった件数というものがカウントされてきたという意味で増えたということですよ。

【事務局】

相談があったが虐待と判断されていないものは、相談・通報件数に計上されている。相談・通報件数の中から虐待の認定をされたものが、虐待判断件数になっている。

【植野委員】

虐待に該当しないものでも報告されたものはカウントに入れることは大事だという話が最初あったが、それはもうなくなったということによいか。

【事務局】

その数字については、市町村から上がってきたものを計上しているので市町村の方で絞ってたりはしないと思う。

【植野委員】

実際は絞っていたという事実が過去にあった。そのため、県から啓発をして努めますということをお答えとしていただいた覚えがあったため、お話しした。

【露崎委員】

先ほど植野委員がおっしゃっていた地区をなぜまとめたのかというところで、事務局は先方が言って欲しくないからあげなかったとおっしゃっていた。それは、隠蔽して欲しいというように聞こえるが、起こったことは起こったことできちんと上げるべきである。そ

れを載せないで欲しいというのは、単に隠蔽なのではないか。

【事務局】

どこの施設でどのような虐待があったというのは、そもそも公表していない情報であるため、隠蔽という話ではない。なぜまとめるかということ、例えば小さい市町村や区域によっては、件数が少ない場合、地域の噂とか情報などで施設が特定されるおそれがあることを市町村の担当は危惧している。ただ、そういった御意見があったため、圏域でまとめさせていただいた経緯がある。

【露崎委員】

こちらからすると、あったことはあったことできちんと載せないのはどうなのかなと思うが。

【事務局】

皆様にとっては知りたいという御意見があるのは重々承知をしているが、一方で、公表ができないという部分もあるため、その辺のバランスをとらせていただきこのような形をとらせていただいた。

【佐久間委員】

圏域は圏域として意味がある、地域としてのまとまりがあるので、一つの市町村だけではなく少し広がった圏域として、地域の課題として、やっている、私は思っていた。

また、公表するに当たって様々な意見があり、今後そういうふうに取り上げられること、いろいろな見方があることを今日知ることができたので、今後の公表の仕方や集計の仕方についても検討していくことでよいのでは。

今まで長く委員をやった方がいらっしゃり、10年程度同じようなメンバーでやってきたが、今期は、メンバーの入れ替わりがあったように、私は感じている。今日の会議はぎこちないところもあるが、新鮮に感じる場所もあるので、今後いろいろな方の意見を聞きつつ進めていったらよいのでは。

【吉井委員】

今の公表の件だったり、虐待の先ほどの具体的なものだったりをお見せいただいたが、そもそも権利擁護専門部会の委員がどういった役割なのかということは、お話を聞いていると疑問が出てきてしまい、公立中正で委員になっているので、可能な情報は見させていただき、その中でどう虐待があったこと、もしくは疑いがあったことに関して、評価して分析して、どう具体的な計画に反映してこうとか、研修に盛り込んでいこうとか、そういったものを話し合うための委員かなと思っていた。そこで情報が部分的なことになってしまったりとか、承認を得るための会議であれば何かあまり意味がないような気はしていて、いろいろな専門的な方や経験のある方が出ていると思っているので、虐待がないように、障害をお持ちの方の権利が尊重されるようにという同じ目標に対して、一緒にみんなで議論していけたらいいと思っている。

【渋沢副部長】

虐待防止のアドバイザーで施設に行かせていただくこともあるが、そういう情報もこの場で共有したいなというふうに思ったので、次回の会議で報告させてもらえたらとてもありがたい。

【事務局】

資料のあり方についていろいろ御意見いただき、専門家の方に公立中正の立場で委員になっていただいているということで、部会で御意見いただくためにも資料のあり方、どういう資料の出し方をすべきかということについて、本日いただいた御意見をもとに再度検討して参りたい。

議題（5）令和5年度障害者虐待防止・権利擁護研修の状況について

【佐久間委員】

推進課の研修と事業課の研修、虐待防止アドバイザーの研修に、だいたい年10回ぐらい呼ばれている。先ほど渋沢副部長から御報告があったように、いつかどこかで、御報告

をさせいただき、御意見を伺いたいと思う。

議題（6）地域協議会の設置状況及び対応要領の策定状況について

意見等なし

議題（7）障害者差別に関する相談の受付状況について

意見等なし

議題（8）その他

【五十嵐委員】

今日も、最後の方は時間内に終わらせることをどうしても考えてしまうのか、質問がでなかったような気がする。今日の中で、担当者がいなかったからというような理由で、十分なお答えをいただけなかったことが、植野委員が質問されていた中の情報コミュニケーションに関する部分や露崎委員がお話しされていた車椅子ユーザーの問題、それから私も少し意見させていただいた子どもたちへの福祉教育の部分など、そういうのは説明をもらえなかった。また、指標について、意見があったらメールなどで出していくと思うが、それだけでいいのかということ。それから、渋谷副部長がおっしゃっていた、アドバイザーとして施設に行った経験を報告したいということ。これらはやはり大事なことだと思う。それを、この後の予定されている専門部会の回数の中でこなしていくとすると、どうしても他のことができなくなってしまうような気がする。皆さんお忙しいと思いますし、県の方たちもとても大変な御苦労なさっていると思うが、もし皆さんがOKであるならば、このスケジュールの回数に限らず、今回出たような課題だけでも一回まとめてやるようなことはやった方がよいのではないかという気がする。このままのやり方で進んでいって、第

八次の計画に行ってよいのだろうか、とても思う。そのため、可能であれば、スケジュールの回数に限らず、できれば対面での議論ができるような、機会を作っていたらなというふうに思う。

【植野委員】

一つだけ懸念する部分があり話をしたいことがある。障害者差別解消法に基づく支援地域協議会、市町村の窓口、いろいろとあるが、正直言って、やはり醸成していくというような状況ではないような、何か埋没していく形骸化していくというような形態が見られるのではないかと、このことをとても懸念している。はっきり申し上げるとそんな実態があるため、なぜそうなってるのか、きちんと分析をお願いしたいと思っている。

県の対応が非常に多く、市町村の対応は少ないというようなこともあり、各市町村に聞いてもあまり問題ないという回答である。千葉聴覚障害者センターの視聴覚障害者だけでもいろいろな大きな不安を抱えているという実態があるのに、なぜ市の方でなかなかそこは受け入れられないとか、市の協議会の機能だけでなく、窓口体制のあり方というのは、きちんと現状分析していただきたいと思う。要するに入口のところは十分機能していないのではないかと、まだよくわからない状況があるということである。

【事務局】

今日は消化不良なところもあったため、事務局の方で検討させていただき、皆さんに御相談させていただければと思う。また、市町村の相談窓口のお話もあったが、我々も市町村によってかなり実力差というようなものがあるのは事実かなと思っている。やはり相談支援体制をしっかりとやっていかないと、次の支援に繋がらずに終わってしまうため、ゆゆしき事態であると我々も思っている。障害者差別の関係で、県がリードして体制整備を作ってきたものについて、法律もでき、事業もできてきて、市の責任を元に体制整備していくという流れができているところであるが、やはり県がリードしてきたところもあるため、市の動きが若干鈍かったりというのもある。市と県の役割分担もあるため、しっかりと市の方でも相談を受けていただき、そこでうまく相談を受けとめきれないものがあつたときに県と協力しながら対応していくという、重層的な相談体制作っていく必要があると思っている。どのあたりでつまづいてるのかなどの実情については、我々も情報収集をしてみ

たいと思っているが、また皆さんにも御意見いただければと思う。